

# 電力需給約款

【低圧】

株式会社 afterFIT

2023 年 6 月 8 日

# 目 次

I 総 則.....	3
1. 適 用.....	3
2. 本需給約款の変更.....	4
3. 定 義.....	4
4. 単位および端数処理.....	6
5. 実施細目等.....	7
II 契約の締結.....	7
6. 需給契約の申込み.....	7
7. 契約の要件.....	7
8. 需給契約の成立および契約期間.....	7
9. 需要場所.....	8
10. 需給契約の単位.....	8
11. 供給の開始.....	8
12. 電力需給契約書の作成.....	8
13. 承諾の限界.....	8
III 料金種別および料金.....	9
14. 契約種別.....	9
15. 料金等.....	9
IV 料金の算定および支払い.....	9
16. 料金の適用開始の時期.....	9
17. 料金の算定期間.....	9
18. 使用電力量の計量.....	9
19. 料金の算定.....	10
20. 料金の支払義務および支払期日.....	11
21. 料金その他の支払方法.....	11
22. 延滞利息.....	12
23. 保証金.....	12
V 使用および供給.....	13
24. 適正契約の保持.....	13
25. 力率の保持.....	13
26. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	13
27. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	14
28. 供給の停止.....	14
29. 供給停止期間中の料金.....	15
30. 違約金および損害賠償.....	15
31. 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	15

32. 制限または中止の料金割引.....	15
33. 損害賠償の免責.....	16
34. 設備の賠償.....	16
VI 契約の変更および終了.....	16
35. 需給契約の変更.....	16
36. 名義の変更.....	17
37. 需給契約の終了.....	17
38. 供給開始後の需給契約の終了または変更に伴う工事費の精算.....	18
39. 解除.....	18
40. 需給契約終了後の債権債務関係.....	19
41. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置.....	19
VII 工事および工事費の負担金.....	19
42. 供給設備の工事費等負担.....	19
43. 計量器等の取付け.....	20
44. 電流制限器等の取付け.....	21
VIII 保 安.....	21
45. 調査に対するお客さまの協力.....	21
46. 保安等に対するお客さまの協力.....	21
IX その他.....	22
47. お客さまの個人情報等の共同利用.....	22
48. 反社会的勢力の排除.....	22
49. 準拠法および管轄裁判所.....	23
50. 信用情報の共有.....	23
附 則.....	24
1. 本需給約款の実施期日.....	24
別 表.....	25
1. 使用電力量の協定.....	25
2. 特定休日.....	28

## Ⅰ 総 則

### 1. 適 用

- (1) この電力需給約款（以下「本需給約款」といいます。）は株式会社 afterFIT（以下「当社」といいます。）と電力需給契約（以下「需給契約」といいます。需給契約に付随して締結された附則または覚書を含みます。）を締結されたお客さまに対して、低圧で電気を供給する場合の電気料金その他の供給条件を定めるものです。
- (2) 需給契約に関して第 12 条の規定により電力需給契約書を作成した場合において、電力需給契約書と本需給約款が抵触する場合は、電力需給契約書を優先するものといたします。
- (3) 本需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

エリア	送配電事業者	供給区域
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社	北海道（礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島を除きます。）
東北	東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県（飛島を除きます。）、福島県、新潟県（佐渡島および粟島を除きます。）
東京	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部地域を除きます。）、三重県（一部地域を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸	北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部地域を除きます。）、岐阜県の一部
関西	関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部地域を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国	四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）
九州	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

## 2. 本需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更、または法令・条例・規則等の改正により本需給約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、当社は本需給約款を変更することがあります。当社は、本需給約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載または電子メールの送信その他の方法を通じてお客さまにあらかじめ実施期日を明らかにしてお知らせいたします。なお、実施期日以降の本需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の本需給約款によります。
- (2) 本需給約款を変更しようとする場合（(3)に規定する場合を除きます。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、当社は、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、当社所定のウェブサイト等への掲載または電子メールの送信その他の電磁的方法をもって代えることができるものとしたします。
- (3) 本需給約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わないものに限りします。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとしたします。

## 3. 定 義

- (1) 次の語は、本需給約款、第 6 条(1)に定める所定の様式の書面（以下「申込書」という。）、電力需給契約書（第 12 条の規定に基づき作成した場合に限る。）ならびに第 14 条および第 15 条に規定する電気料金種別定義書においてそれぞれ次の意味で使用するものとしたします（申込書、電力需給契約書、電気料金種別定義書において個別に別途の定義をした場合にはそれに従います。）。ただし、下記に定めのない言葉については、別段の定めがある場合または文脈上別異に解すべき場合を除き、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとしたします。

### イ お客さま

当社から、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けることを希望する方のことをいいます。

### ロ 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

### ハ 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

### ニ 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

- ホ 動力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- ヘ 負荷設備  
電気を使用する設備をいいます。
- ト 契約負荷設備  
需給契約上使用できる負荷設備をいいます。
- チ 契約主開閉器  
需給契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- リ 契約電流  
需給契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- ヌ 契約容量  
需給契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- ル 契約電力  
需給契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- ヲ 最大需要電力  
需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- ワ 一般送配電事業者  
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。
- カ 該当一般送配電事業者  
一般送配電事業者のうち、需要場所を供給エリアとするものをいいます。
- ヨ みなし小売電気事業者  
平成 26 年法律第 72 号附則第 2 条第 1 項の定めるところにより、電気事業法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者をいいます。
- タ 供給地点  
当社の電気をお客さまが供給を受ける地点をいいます。
- レ 力率  
その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）をいいます。
- ソ 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金、工事費負担金等には消費税等相当額を含みます。
- ツ 再生可能エネルギー発電賦課金  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- ネ 接続供給契約  
当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が該当一般送配電事業者と締結し

た接続供給に係る契約をいいます。

- (2) 次の語は、申込書、電力需給契約書（第 12 条の規定に基づき作成した場合に限る。）ならびに第 14 条および第 15 条に規定する電気料金種別定義書において、それぞれ次の意味で使用するものいたします（なお、個別に別途の定義をした場合にはそれに従います。）。

イ 供給地点特定番号

該当一般送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。

ロ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ハ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

ニ 特定休日

本需給約款の別表の第 2 項に定める特定休日をいいます。

ホ 平日

日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。以下同じです。）または特定休日以外の日をいいます。

ヘ ピーク時間

夏季の平日の午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

ト 昼間時間

平日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間に該当する時間を除きます。

チ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。ただし、日曜日、祝日および特定休日は、全日「夜間時間」といたします。

リ 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

ヌ 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

#### 4. 単位および端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。契約電力の単位は 1 キロワット (kW) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

## 5. 実施細目等

- (1) 本需給約款の実施上必要な細目的事項は、本需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本需給約款に定めのない事項は、本需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約の締結

### 6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款を承認し、当社と該当一般送配電事業者との間における接続供給契約の実施に必要なお客さまの情報を、該当一般送配電事業者が当社に提供し、または当社が該当一般送配電事業者に提供することを承諾したうえで、必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまのご負担により無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

### 7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、該当一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ該当一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守し、該当一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

### 8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、第 6 条(1)によるお客さまの申込みを当社が承諾し、当社への切り替え手続きが完了したときに成立いたします。具体的なご契約成立日は、切り替え手続き完了時にお送りする書面に



てお知らせいたします。ただし、上記によらず当社とお客さまとの間で合意した場合は、当該日といたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、解除または解約により需給契約が終了する日までといたします。

## 9. 需要場所

需要場所は、該当一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

## 10. 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき 1 供給電気方式 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線(2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合であって、当社が同意する場合。
- (2) 1 需要場所について電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合、当社は複数の電力需給契約を締結することがあります。

## 11. 供給の開始

- (1) 該当一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ、電気の供給を開始する日(以下「供給開始日」といいます。)を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。この場合の供給開始日は次のとおりといたします。  
イ 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申込みをした後に到来する最初の検針日(該当一般送配電事業者の定める託送供給等約款における検針日をいいます。以下同じです。)といたします。また、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。
- (3) 当社は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。なお、第 33 条(1)のとおり、これに伴ってお客さまに損害が生じたとしても、当社はこれを賠償する責任を負わないものといたします。

## 12. 電力需給契約書の作成

当社は、原則として別途契約書は作成しないものとします。ただし、お客さまが希望される場合において当社が必要と認めるときは、電気の需給に関して必要な事項について、電力需給契約書を作成することがあります。

## 13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(他の需給契約の料金の支払状

況や既に不履行が解消された過去の支払状況に係るものを含みます。) その他合理的な理由がある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

### III 料金種別および料金

#### 14. 契約種別

契約種別に関する詳細事項は、電気料金種別定義書にて定めるほか、お客さまと当社との個別の合意によって定めます。

#### 15. 料金等

料金に関する詳細事項は、電気料金種別定義書にて定めるほか、お客さまと当社との個別の合意によって定めます。

### IV 料金の算定および支払い

#### 16. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

#### 17. 料金の算定期間

第 19 条の料金の算定期間は、原則として 1 月とし、該当一般送配電事業者の託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間その他該当一般送配電事業者の定めるこれに相当する期間（検針日（該当一般送配電事業者が定める検針日といいます。以下同じです。）から次の検針日の前日までをいいます。以下、単に「計量期間」といいます。）に準じることといたします。ただし、供給開始日の属する算定期間は、供給開始日から同日の属する計量期間の最終日までの期間とし、需給契約が終了する日（以下「契約終了日」といいます。）の属する算定期間は、契約終了日の属する計量期間の初日から契約終了日までの期間といたします。

#### 18. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、(2)の場合を除き、該当一般送配電事業者が設置した記録型計量器により 30 分単位で計量いたします。当社は、料金の算定期間ごとにこれを合計した値をお客さまにお知らせいたします。なお、使用電力量または最大需要電力は、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの損失率によって修正したものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合または再検定その他のため

電力量計を取り外している場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 1（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 19. 料金の算定

- (1) 料金は、第 17 条に定める算定期間ごとに、当社とお客さまの間で個別に合意した①基本料金の有無および額、②電力量料金についての時間帯別または季節別料金の設定の有無、③電力料金のうち定額料金の有無、額、定額料金の上限値とする電力量、④電力量料金のうち従量料金の単価、⑤燃料費調整の有無（以下「料金基準」といいます。）を適用して算定いたします。また、(3)イからハに定める場合を除き、その最低料金または基本料金に関して日割計算は行わず、算定期間を「1 月」として算定いたします。
- (2) 当社は、電力需給契約に定める料金基準を適用して算定期間ごとにお客さまに請求する料金の額を算定し、お客さまに対して当該請求額を通知いたします。
- (3) 次のイからハのいずれかに該当する場合、当該事由の生じた計量期間の基本料金および定額料金の算定は、日割計算により行います。日割計算の方法は、基本料金または定額料金の額に供給した日数を乗じ、算定期間の開始日が属する計量期間の本来の日数（原則として当該計量期間の検針日（該当一般送配電事業者が定める検針日といいます。以下同じです。）から次の検針日の前日までの期間をいいます。）で除した金額といたします。ここに、「供給した日数」とは、イの場合の日割計算においては、供給開始日および契約終了日ならびに電気の供給の再開日および停止日を含むものといたします。また、ロの場合の日割計算においては、料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金または定額料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金または定額料金を適用いたします。
  - イ ①計量期間の初日以外の日で電気の供給を開始し、もしくは計量期間の末日以外の日で需給契約が終了した場合、または②託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合（第 29 条の規定その他の需給契約における定めにより日割計算をしないこととされている場合を除きます。）。
  - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金基準に変更があった場合（第 35 条(2)により検針日から変更後の料金基準が適用される場合を除く。）。
  - ハ 該当一般送配電事業者の定める検針日の変更その他の事由（イおよびロの場合を除く。）により、当該計量期間の日数が当該計量期間の始期に対応する日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (4) 従量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、(3)イまたはハの場合は算定期間の使用電力量により算定し、(3)ロの場合は、料金の変更があった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) メーターの故障等により計量値が正しく公開されなかった場合で、後日正しい計量値が判明した場合は、判明した翌月に当初の請求額との差分を精算できるものといたします。
- (6) 料金基準設定の基礎となるお客さまが提示した電気の使用状況を示すデータに誤りがあることが判明した場合、供給開始日に遡って差分を精算できるものといたします。

## 20. 料金の支払義務および支払期日

- (1) 当社は、料金その他の請求額を、当社所定のポータル・ウェブサイトへの掲載、電子メールの送信または書面の送付その他の方法により、お客さまに通知いたします。
- (2) お客さまは、(1)の請求額を支払期日までに支払うものとし、その支払期日は、お客さまが下記のイからニに該当する場合を除き、算定期間の最終日の翌月 27 日といたします。ただし、当該日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定される休日である場合には、その翌営業日を支払期日といたします。
  - イ 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または、破産手続開始、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは特別清算その他の倒産手続きの申立がなされたとき。
  - ロ 営業の全部または重要な一部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
  - ハ 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
  - ニ 競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第 2 条に基づく通知を受けたとき。
- (3) (2)イからニまでに該当する場合は、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。
  - イ (2)イからニまでのいずれかの事由が発生した日までに当社が(1)の通知をした場合には、支払われていない料金（既に支払期日を経過している金額を除きます。）については、当該事由が発生した日を支払期日といたします。ただし、当該事由の発生した日が、当該通知から 7 日を経過していない場合は、当該通知の日の翌日から起算して 7 日後の日を支払期日といたします。
  - ロ (2)イからニまでのいずれかの事由が発生した日の翌日以降に当社が(1)の通知をした場合には、当該通知の日の翌日から起算して 7 日後の日を支払期日といたします。
- (4) お客さまについて(2)イからニまでに該当する事由が解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に(1)の通知をする料金の支払期日については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。
- (5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、お知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただくものいたします。

## 21. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他の金額についてはそのつど、法人名義での需給契約を締結される場合はイまたはロのうちお客さまが選択された方法により、個人名義での需給契約を締結される場合はロの方法により、お支払いいただきます。ただし、イの方法による場合に料金がお客さまの指定する口座から引き落とされなかった場合、ロの方法による場合に料金がクレジット会社により決済されなかった場合または当社の事情によりイもしくはロによる支払いができない場合等特別な事情がある場合には、ハの方法によりお支払いいただきます。また、ハの方法によるお支払いに伴う手数料はお客さまにご負担いただきます。
  - イ お客さまが指定する口座から当社の指定する口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。

- ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法。
  - ハ お客さまが当社の指定した金融機関の口座への振込により支払う方法。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
  - ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
  - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金当社が指定する金融機関の口座に払い込まれたとき。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
- (4) 当社は、お客さまから別途の請求がない限り、領収書は発行しないものといたします。
- (5) 当社は、(1)にかかわらず、弁護士もしくは弁護士法人（以下「弁護士等」といいます。）または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、弁護士等または債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、弁護士等または債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

## 22. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、①消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび②再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いて得た金額に、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{\text{消費税等の税率}}{(1 + \text{消費税等の税率})}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

## 23. 保証金

- (1) 当社は、供給の開始、供給の再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヵ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日間の範囲で当社が指定した期間といたします。
- (3) 当社は、需給契約が終了したか否かにかかわらず、その裁量により、お客さまの未払債務に保証金を充当することができるものといたします。なお、需給契約が継続中の場合には、かかる充当後、

保証金の補充を請求することがあります。また、お客さまは、当社に対し、未払債務に保証金を充当するよう求める権利を有しないものといたします。

- (4) 当社は、(1)により保証金をお預けいただいた場合、(2)の預かり期間終了後に保証金をお客さまにお返しいたします。ただし、(3)により充当した場合は、その残額をお返しいたします。なお、当該返金においては、利息を付さないものといたします。

## V 使用および供給

### 24. 適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合、当社とお客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかにお客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくものといたします。

### 25. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあっては、90%以上、それ以外の場合にあっては、85%以上に保持していただきます（以下、本号に基づき保持すべき力率の基準を「基本力率」といいます。）。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、お客さまの負担によりお客さまに取り付けていただきます。なお、その場合、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきますが、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの解放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

### 26. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第28条、第35条(3)口、第37条(3)ないし(5)または第39条(3)に定める供給の終了または停止のために必要な処置
- (5) その他本需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

## 27. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる減少が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を供給場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ その他上記イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社および該当一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

## 28. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を該当一般送配電事業者に依頼することがあります。
  - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客さまの需要場所内の該当一般送配電事業者または当社の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失するなどして、該当一般送配電事業者または当社に重大な損害を与え、または、与えるおそれがある場合
  - ハ 該当一般送配電事業者以外のものが需要場所における該当一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行い、または、行ったおそれがある場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を該当一般送配電事業者に依頼することがあります。
  - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
  - ハ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用し、または、使用したおそれがある場合
  - ニ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ホ 電気料金種別定義書に定める需要の種類とは異なる種類の需要に電気を使用された場合
  - ヘ 第 26 条に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ト 第 27 条によって必要となる措置を講じられない場合
  - チ その他お客さまが需給契約に違反した場合
- (3) 第 24 条に定める場合において、当社がお客さまに適正契約への変更または適正な使用状態への

改善を求めたにもかかわらず、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を該当一般送配電事業者に依頼することがあります。

- (4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のための処置を行うと同時に、該当一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (5) (1)から(3)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を該当一般送配電事業者に依頼し、再開いたします。

## 29. 供給停止期間中の料金

第 28 条によって電気の供給を停止した場合、料金の算定期間は、当該停止の期間を除外することなく、1 月分の料金を申し受けます。

## 30. 違約金および損害賠償

お客さまが第 28 条(2)ロからホまでのいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、当社に対し、その免れた金額（需給契約に定められた需給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額に不正使用期間を考慮して算出した金額。ただし、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が合理的に決定した期間といたします。）の3倍に相当する金額を違約金として支払うものといたします。ただし、当社に同金額を超過する損害が生じたときには、お客さまはかかる超過分も支払うものといたします。

## 31. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または生ずるおそれがある場合
  - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ハ その他託送約款等に定める場合
  - ニ 非常変災の場合
  - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨をウェブサイトへの掲載による広告その他の方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急を要しやむをえない場合は、この限りではありません。

## 32. 制限または中止の料金割引

当社は、第 31 条(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は次のように割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 託送約款等に従って当社が一般送配電事業者から割引を受けた託送料金の基本料金に該当す



る基本料金(力率割引または割り増し後)を対象として、その1月中の制限し、もしくは中止した延べ日数1日ごとに4パーセントの割引といたします。

ロ 上記イにおける延べ日数は該当一般送配電事業者より通知されたものといたします。

ハ 料金割引は、上記イの1月の翌月に係る請求に反映いたします。なお、その際の算定根拠となる力率は当該月の力率を採用いたします。

### 33. 損害賠償の免責

- (1) やむをえない理由またはお客さまの責に帰すべき事由により、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合でも、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) ①第28条によって電気の供給を停止した場合、②第31条(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合または③第39条によって需給契約を解除した場合には、これに伴ってお客さまに損害が生じたとしても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) お客さまが第6条(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責任を負いません。
- (4) 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天災、戦争、暴動等不可抗力による電気の供給の停止等によりお客さまに損害が生じたとしても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について賠償の責任を負いません。

### 34. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合  
修理費
- (2) 紛失または修理が不可能の場合  
帳簿価格と取替工費の合計額

## VI 契約の変更および終了

### 35. 需給契約の変更

- (1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の締結）に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) お客さまの契約変更の申込みによる契約種別、契約電流、契約容量、契約電力の変更その他の料

金基準の変更が発生する契約内容の変更がされた場合、変更後の契約内容の適用開始日は、当社が変更を承諾した後に到来する最初の算定期間の開始日とし、当該開始日から当該変更後の料金基準を適用することといたします。

- (3) 当社は、みなし小売電気事業者の電気料金の改定、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用の変動等により、お客さまとの需給契約に適用される基本料金もしくは定額料金の額または従量料金の単価の改定（第 41 条に定める消費税または地方消費税の変更による改定は含みません。）が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。
- イ 当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下「新料金基準適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - ロ お客さまは、新たな料金基準を承諾しない場合は、新料金基準適用開始日の 30 日前までに当社に対して書面にて解約を通知することにより、需給契約を解約することができます。この場合には、本需給約款第 8 条、第 37 条その他の規定にかかわらず、需給契約は、新料金基準適用開始日の前日をもって終了するものといたします。なお、解約に伴い、当社は、電気の供給を終了させるための適当な処置を行い、お客さまはこれに協力するものといたします。
  - ハ 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金基準を承諾したものとみなし、新料金基準適用開始日より新たな料金基準を適用いたします。
- (4) お客さまおよび当社は、互いに、(3)ロに基づく解約に伴う損害賠償ないし損失補償の義務を負わないものといたします。

### 36. 名義の変更

- (1) 相続、合併、事業譲渡の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きをすることといたします。
- (2) 名義変更の手続きは、お客さまが名義変更の希望を当社へ文書により申し出ることによって行います。変更の適用開始日は、当社が変更を承諾した後に最初に到来する算定期間の開始日といたします。

### 37. 需給契約の終了

- (1) (2)の場合を除き、お客さまが需給契約の終了を希望する場合は、あらかじめ需給契約の契約期間を終了させたい日（以下「終了希望日」といいます。）を定めて、その 15 日以上前に、当社に解約を申し入れるものといたします。この場合、需給契約は、お客さまが当社に通知された終了希望日に終了いたします。
- (2) (1)にかかわらず、お客さまが、当社との需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者または登録特定送配電事業者（以下「小売電気事業者等」といいます。）から電気の供給を受ける場合には、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける日の前日の 15 日以上前に、当該小売電気事業者等に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、原則として、お客さまの本人確認を行ったうえ、お客さまから通知された終了希望日に電気の供給を終了させるための必要な処置を行うものとし、

お客さまはこれに協力するものいたします。この場合、需給契約は、当該小売電気事業者等からお客さまへの電気の供給が開始される日の前日（以下「終了期日」といいます。）に終了するものいたします（ただし、これによりがたい場合には、お客さまと当社との協議によって定めの日を終了期日とします。）。なお、当該小売電気事業者等との契約内容によっては、当該小売電気事業者等に対する申込みに加え、別途、当社に対し解約の申入れが必要になることがあります。

- (3) (1)または(2)の解約の申入れまたは他の小売電気事業者等に対する申込みがあった場合、当社は、お客さまの本人確認を行ったうえ、終了期日に電気の供給を終了させるための必要な処置を行うものとし、お客さまはこれに協力するものいたします。
- (4) お客さまが終了希望日または終了期日の 15 日前までに、(1)の場合においては解約の申入れを、(2)の場合においては他の小売電気事業者等に対する申込みをされなかった場合は、需給契約は、当社において合理的に指定する電気の供給を終了させるための処置が完了した日に終了するものいたします。
- (5) 当社の責に帰すことのできない事由により、(3)または(4)の電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、需給契約は電気の供給を終了させるための処置が完了した日に終了するものいたします。ただし、非常変災の場合などお客さまの責に帰すべき事由がない場合には、当社は、お客さまに対し、終了希望日の翌日から当該処置が完了した日までの間の料金を請求しないことといたします。

### 38. 供給開始後の需給契約の終了または変更に伴う工事費の精算

需給契約の終了または変更に伴って、当社が、該当一般送配電事業者から、第 42 条の工事費等の精算に係る請求を受ける場合には、当社は、需給契約の終了または変更の日に、当該金額およびその支払いに必要な手数料をお客さまにお支払いいただきます。

### 39. 解除

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約の解除をすることができることといたします。なお、この場合には、解除の 15 日前までに通知いたします。
  - イ 第 28 条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定められた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ロ お客さまが、当社に対する通知をせずに無断で需要場所から移転をし、電気を使用していない場合
  - ハ 当社に対する債務の弁済（料金のほか、違約金、工事費等の支払債務その他需給契約から生ずるあらゆる金銭債務を含みます。）を遅延した場合
  - ニ お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合
  - ホ お客さまが、毎月の料金の支払いについて、第 21 条(1)所定の支払方法に違反した場合
  - ヘ イからホのほか、お客さまが需給契約その他当社との契約に違反した場合
  - ト お客さまについて、その財産に対する差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他これに類する公権力の処分があり、または、破産手続開始、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは特別清算その他の倒産手続きの申立てが第三者によ

てなされた場合または自ら申立てを行った場合

チ 営業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、またはその決議をした場合

リ お客さまが、資本の大幅な減少、営業の廃止もしくは変更または解散の決議をした場合

ヌ 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払い停止状態に至った場合

ル お客さまの財産について、競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けた場合

ヲ お客さまが、その主たる営業について、監督官庁から営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けた場合

ワ 上記イからワのほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

- (2) (1)の定めにかかわらず、お客さまが第48条の各項に違反したときは、当社はお客さまに何らの催告をすることなく需給契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償をお客さまに対して請求できるものといたします。また、当該解除によって、お客さまに損害が生じても、お客さまは当社に対して、その賠償を求めることはできないものといたします。
- (3) (1)または(2)に基づく解除により需給契約が終了する場合、当社は、当社が適当と認める日に供給を終了させるため必要な処置を行い、お客さまはこれに協力する義務を負うものといたします。

#### 40. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約に基づく料金その他の金銭債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

#### 41. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものといたします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものといたします。

## VII 工事および工事費の負担金

#### 42. 供給設備の工事費等負担

- (1) 以下の各号の場合には、お客さまは、当社に対し、各号に定める費用（以下「工事費等」といいます。）を負担していただきます。

イ お客さまの供給開始または契約電力の増加その他の需給契約の変更（変更の撤回も含みます。以下本条において同様です。）に伴って、当社がお客さまに電気を供給するために必要な設備の設置または変更の工事について、該当一般送配電事業者から、託送約款等に基づいて、工事費負担金その他の費用の負担を求められた場合 当該負担を求められた工事費負担金その他の費用に相当する金額およびその支払いに必要な手数料

ロ お客さまの供給開始または契約電力の増加その他の需給契約の変更に伴って、当社がお客さま

に電気を供給するために必要な設備の設置または変更の工事について、該当一般送配電事業者から、当社による敷設が求められた場合 当該工事に必要な工事費その他の費用

- (2) 当社は、(1)によりお客さまにご負担いただく工事費等については、(1)の各号の工事の着手前に、これを申し受けるものいたします。また、当社は、イの場合においてお客さまから申し受けた工事費等について、該当一般送配電事業者との間で当該工事に係る精算を受けたときは、すみやかに、お客さまとの間で当該金額について精算するものいたします。
- (3) (1)によりお客さまにご負担いただく工事費等については、お客さまの都合によって、供給開始に至らずに、需給契約を終了または変更される場合であっても、当社が該当一般送配電事業者から請求された金額およびその支払いに必要な手数料ならびに当社による工事に当たって必要な費用（実際に供給設備の工事を行わなかった場合における測量監督等に費用を要したときの実費を含むもの）をとお客さまより申し受けます。
- (4) (1)ロにおいて当社が敷設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかった費用を支払ったときにお客さまに移転するものいたします。

#### 43. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。以下、計量器、その付属設備と合わせて「計量器等」といいます。）は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社および一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器等の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、関係者の協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器等の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。
- (6) お客さまが契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器等

を取り付けるときは、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

#### 44. 電流制限器等の取付け

- (1) 電気の供給場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

## VIII 保 安

#### 45. 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

#### 46. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、次の場合には、すみやかにその旨を当社および該当一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および該当一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
  - イ 引込線、計量器等その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および該当一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが該当一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が該当一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および該当一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社、または該当一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと該当一般送配電事業者とで協議していただきます。
- (4) 供給地点に至るまでの供給設備（該当一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等需要場所内の該当一般送配電事業者の電気工作物については、該当一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負いま

す。

## IX その他

### 47. お客様の個人情報等の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客さまに関する情報（個人情報を含みます。）を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

### 48. 反社会的勢力の排除

- (1) お客様は、当社に対し、需給契約の申込みおよび締結の時点で、自己または自己の取締役、会計参与、監査役、執行役もしくは会計監査人またはこれに準ずる者（持分会社の場合は業務執行社員またはこれに準ずるものを含む。以下「役員等」という。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを確約するものといたします。
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団員
  - ハ 暴力団準構成員
  - ニ 暴力団関係企業
  - ホ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの構成員
  - ヘ その他前各号に準ずる者
- (2) お客様は、当社に対し、需給契約の申込みおよび締結の時点で、前項各号に掲げる者またはこれらの者と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し保証するとともに、将来にわたっても有しないことを確約するものといたします。
  - イ 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ロ 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ハ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - ニ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約するものといたします。
  - イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をしたり、または暴力を用いる行為
  - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方当事者もしくは第三者の信用を毀損し、または相手方当事者もしくは第三者の業務を妨害する行為
  - ホ その他前各号に準ずる行為

#### 49. 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本需給約款を含む需給契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものといたします。
- (2) 本需給約款を含む需給契約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

#### 50. 信用情報の共有

当社は、お客さまが第 39 条(1)ハ、ニまたはホに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。



## 附 則

### 1. 本需給約款の実施期日

本需給約款は、2023年6月8日から実施いたします。

## 別 表

### 1. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合、次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (3) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、本需給約款第43条に準ずるものといたします。

- (4) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

### 2. 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- ロ 関西エリアおよび中国エリアにおける従量電灯 A 相当の最低料金適用電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- ハ 四国エリアにおける従量電灯 A 相当の最低料金適用電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- ニ 従量電灯 A 相当、従量電灯 B 相当、従量電灯 C 相当、および実量制相当の料金適用上の電力量区分を日割りする場合（ロまたはハに相当する場合を除きます）

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

北海道電力エリアを除く第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。なお、北海道電力エリアの場合は上記によらず次のとおりとし、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- ホ 関西電力エリアおよび中国電力エリアにおける従量電灯 A 相当の料金適用上の電力量のうち、第 1 段階料金適用電力量を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- へ 四国電力エリアにおける従量電灯A相当の料金適用上の電力量のうち、第1段階料金適用電力量を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ト その他日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

- (イ) 第19条(3)イの場合

電気料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 第19条(3)ロの場合

電気料金の算定期間の使用電力量を、電気料金単価に変更のあった日の前後の期間で区分し、原則として、それぞれの30分ごとの接続供給電力量の合計により算定いたします。

- (ハ) 第19条(3)ハの場合

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- チ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

- (イ) 第19条(3)イの場合

電気料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 第19条(3)ロの場合

電気料金の算定期間の使用電力量を、電気料金単価に変更のあった日の前後の期間で区分し、原則として、それぞれの30分ごとの接続供給電力量の合計により算定いたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イからトにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

- イ 電気の供給を開始した場合

供給を開始した日の直前のその供給地点の属する検針区域の計量日から、直後の計量日の前日までの日数といたします。

- ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の計量日から、その供給地点の属する検針区域の直後の計量日の前日までの日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)ト(ハ)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- ハ 電気の供給を開始した場合

その供給地点の属する検針区域の基準となる日（供給を開始した日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします）の属する月の日数といたします。

## 二 需給契約が消滅した場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします）の属する月の日数といたします。

### 3. 特定休日

特定休日は、該当一般送配電事業者の託送供給等約款において定める休日のうち、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外のものといたします（参考までに各一般送配電事業者ごとの特定休日を挙げると、次のとおりです）。

北海道 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

東北 1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日

東京 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

中部 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

北陸 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

関西 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

中国 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

四国 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

九州 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日